

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年6月2日提出
【計算期間】	第5期特定期間（自 平成27年9月3日 至 平成28年3月2日）
【ファンド名】	米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Aコース（為替ヘッジあり） 米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Bコース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4721
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - は、米ドル建てルクセンブルク籍外国投資法人 アライアンス・バーンスタイン SICAV I- セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ・クラスSシェアーズ（以下「米国セレクト」ということがあります。）および米ドル建てルクセンブルク籍外国投資信託 アライアンス・バーンスタイン - アメリカン・インカム・ポートフォリオ・クラスSシェアーズ（以下「アメリカン・インカム」ということがあります。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。（以下「米国セレクト」と「アメリカン・インカム」を、総称または個別に「投資対象ファンド」ということがあります。）

米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Aコース（為替ヘッジあり）（以下「Aコース」ということがあります。）と、米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Bコース（為替ヘッジなし）（以下「Bコース」ということがあります。）の2種類のコースがあります。以下総称または個別に「米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 -」、「各ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

< Aコース（為替ヘッジあり） >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本除く)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式・債券)))		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

< Bコース(為替ヘッジなし) >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本除く)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式・債券)))		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表(網掛け表示部分)の定義 >

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・債券)))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて、主として株式、債券に投資するものをいいます。

年4回

目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本除く)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みません。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり(フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額：各ファンド2,000億円を上限とし、合計で2,000億円を上限とします。
受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

投資対象ファンドを通じて、主として米国を中心とする株式等、および米ドル建ての公社債等へ投資を行い、信託財産の成長をめざします。

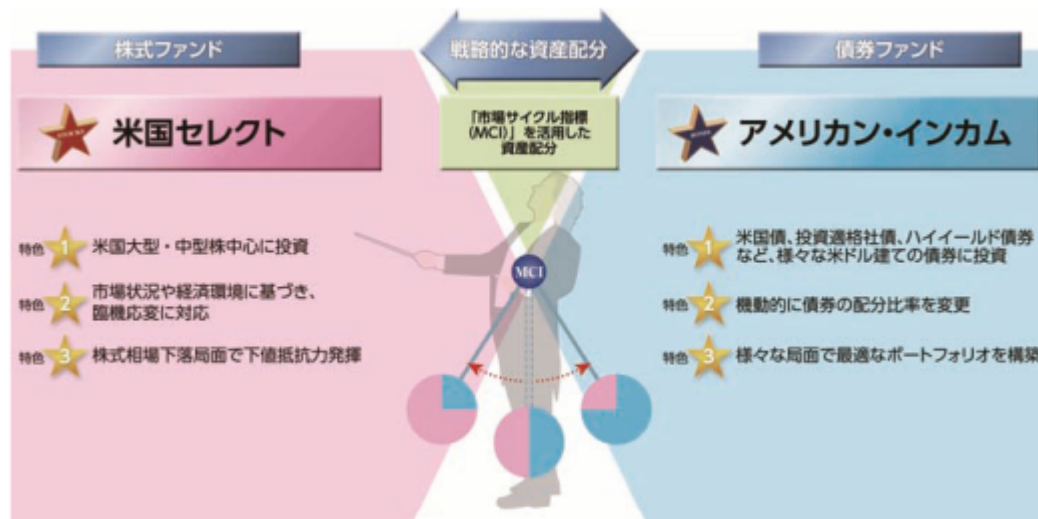
米国セレクトおよびアメリカン・インカムに投資し、株式の値上がり益と債券のインカム収益等の獲得をめざします。

投資対象ファンドを通じて、主として米国を中心とする株式等、および米ドル建ての国債、政府機関債、投資適格社債、ハイイールド社債、新興国債券等へ投資します。

米国を中心とする株式等への投資は、信託財産の成長をめざします。

米ドル建ての公社債等への投資は、元本の維持を図りつつ、インカム収益等の獲得をめざします。

各投資対象ファンドでは、発行体の信用力や個別証券の流動性、償還条項、バリュエーション等を勘案し、証券種別、業種などの分散の確保を図りつつ、ポートフォリオ全体のリスク・リターンの最適化をめざします。



米国セレクトとアメリカン・インカムそれぞれの組入比率を市場動向に合わせ、ストラテジック（戦略的）に変動させ、トータルリターンの向上をめざします。

アライアンス・バーンスタイン独自のリスク指標である「市場サイクル指標（MCI*）」を活用、各資産の組入比率を配分します。

*MCI（Market Cycle Indicator）

< 市場サイクル指標（MCI）について >

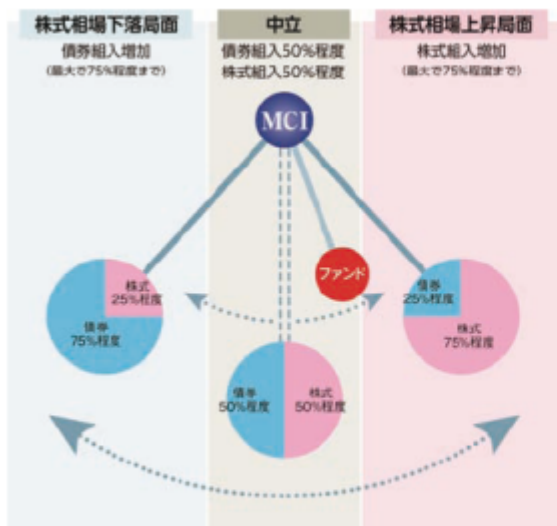
「市場サイクル指標（MCI）」は、市場の局面や方向性を特定するためにアライアンス・バーンスタインが独自に開発したツールです。

「市場サイクル指標（MCI）」の数値およびモメンタム（方向性）から、株式相場下落局面、株式相場上昇局面、中立を判断。「市場サイクル指標（MCI）」の活用により、適切な資産配分を行い、リターンの向上をめざします。

アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

下記は、市場サイクル指標（MCI）をご理解いただくために作成したイメージ図ですが、資産配分戦略を全て網羅しているわけではありません。

「市場サイクル指標（MCI）」を活用した資産配分のイメージ



※上記は、債券：株式＝40：60の場合のイメージ図です。
実際の投資比率や将来の投資比率を示唆・保証するものではありません。

株式相場上昇局面と下落局面のイメージ

	株式相場下落局面	株式相場上昇局面
投資戦略	債券重視	株式重視
市場心理	悪化 (リスク回避)	好転 (リスクテイク)
株式市場	下落	上昇
金利動向	低下傾向	上昇傾向

債券の比率を上げることで、
株式市場の下落の影響を抑制しながら債券のインカム
収益等の獲得をめざします

株式の比率を上げることで、
株式市場の上昇の恩恵を積極的
に狙います

投資対象ファンドの運用および組入比率の助言は、アライアンス・バーンスタインが行います。

投資対象ファンドにおける米国を中心とする株式等、および米ドル建ての公社債等の運用、ならびに当ファンドにおける投資対象ファンドの組入比率の助言は、豊富な投資経験を有するアライアンス・バーンスタインが行います。

アライアンス・バーンスタインについて

アライアンス・バーンスタイン（アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。）は資産運用業務で40年以上の経験を有する世界有数の資産運用会社であり、多彩な投資商品やサービスをグローバルに展開しており、その本部をニューヨークに置いております。

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

< Aコース（為替ヘッジあり）>

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。

ただし、通貨間の為替変動の影響を為替取引によって完全に排除することはできません。

< Bコース（為替ヘッジなし）>

為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。

各ファンド間でスイッチングが可能です。

- ・投資対象ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

毎年3月、6月、9月、12月の各2日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、収益分配方針に基づいて、基準価額に応じた分配をめざします。

- ・基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

< 分配方針 >

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、分配対象額の範囲内で、下記に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

計算期末の前営業日の基準価額に応じて、下記の金額の分配をめざします。

計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、下記の分配を行わないことがあります。

計算期末の前営業日の基準価額	分配金額 (1万口当たり、税引前)
10,300円未満	0円
10,300円以上10,500円未満	200円
10,500円以上11,000円未満	250円
11,000円以上11,500円未満	300円
11,500円以上12,000円未満	350円
12,000円以上	400円

基準価額に応じて、分配金額が変動します。基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。

分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。



上記は、四半期毎の分配金額が変動する場合があることを表したイメージ図です。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

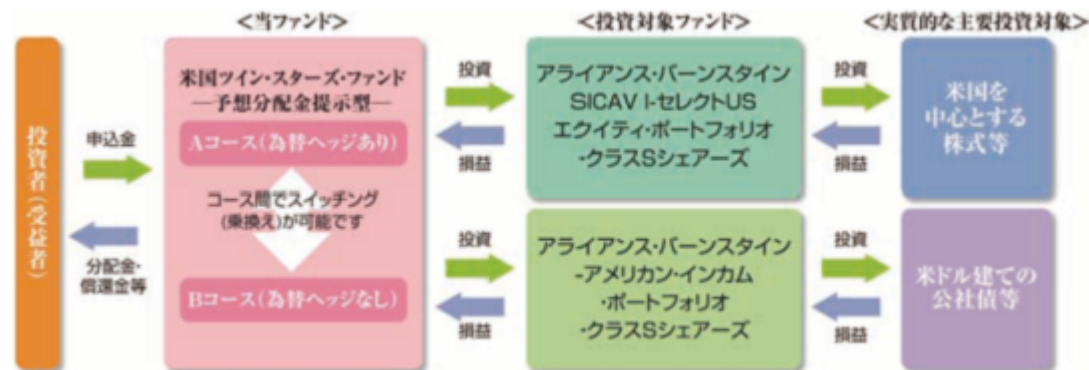
平成25年12月27日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資を行う仕組みです。



各ファンド間でスイッチングが可能です。

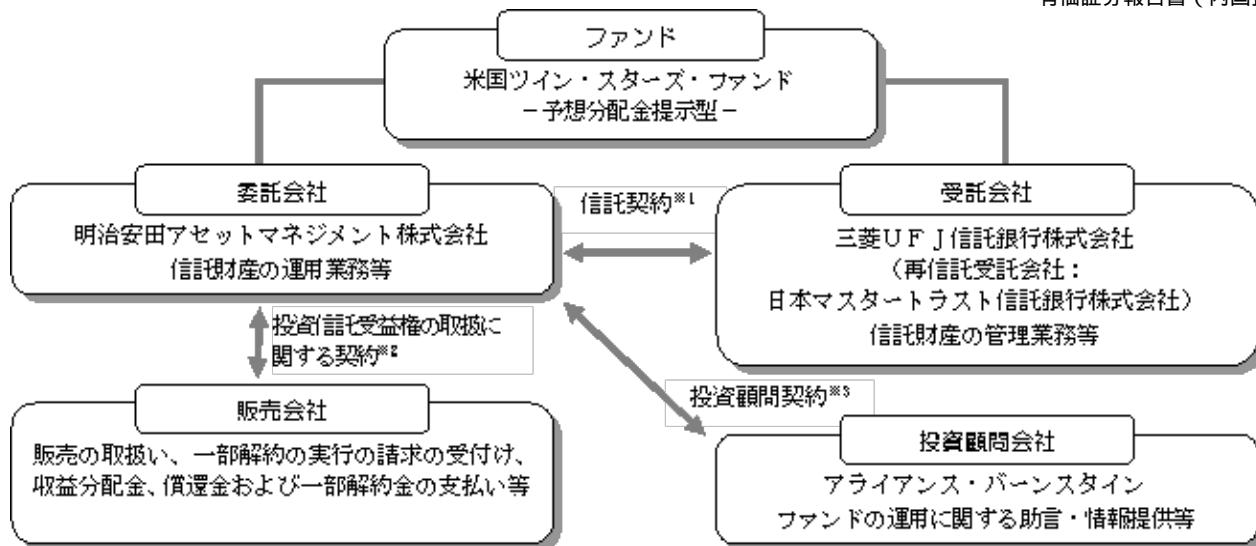
（スイッチングは販売会社によってお取扱いが異なります。販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社へお問合わせください。）

損益は全て投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
（受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社：アライアンス・バーンスタイン
ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言・情報提供等を行います。

アライアンス・バーンスタインの概要	
設立	1962年
特色	アライアンス・バーンスタイン（アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。）は資産運用業務で40年以上の経験を有する世界有数の資産運用会社であり、多彩な投資商品やサービスをグローバルに展開しており、その本部をニューヨークに置いております。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容及び方法等を規定しています。

委託会社等の概況

1．資本金の額（本書提出日現在）：10億円

2．委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3．大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ポッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資対象

投資対象ファンドを主要投資対象とします。

投資態度

1. 信託財産の成長を目指して運用を行います。
2. 主として、投資対象ファンドを通じて、米国を中心とする金融商品取引所に上場（予定を含みます。）または店頭登録（予定を含みます。）されている株式等および米ドル建の国債、政府機関債、投資適格社債、ハイイールド社債、新興国債券、資産担保証券等に投資します。
3. アライアンス・バーンスタインから、投資対象ファンドの組入比率について助言を受けます。
4. < Aコースの為替ヘッジ >
実質組入外貨建資産については、原則として円を対貨とする為替ヘッジを行います。
< Bコースの為替ヘッジ >
実質組入外貨建資産については、原則として円を対貨とする為替ヘッジを行いません。
5. 投資対象ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
6. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、投資対象ファンドのほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考

組入投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

本書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

組入投資信託証券（投資対象ファンド）については、内容に変更が生じることがあります。

また、将来見直しを行うことがあるため、新たに追加・除外されることがあります。

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン SICAV I- セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ・クラスSシェアーズ
形態	米ドル建てルクセンブルク籍外国投資法人

運用の基本方針と 主な投資対象	主として米国を中心とする金融商品取引所に上場(予定を含みます。)または店頭登録(予定を含みます。)されている株式(米国預託証券(ADR)を含みます)に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	
投資態度	主として米国を中心とする金融商品取引所に上場(予定を含みます。)または店頭登録(予定を含みます。)されている株式等に投資します。米国等の優先株式、新株引受権証券、新株予約権証券、オプション、ETF等に投資することがあります。短期金融資産(短期運用の有価証券、預金を含む)を活用する場合があります。	
投資制限	米国株式への投資割合は、原則として純資産総額の80%以上とします。流動性の低い株式への投資は、原則として純資産総額の10%以下とします。	
決算日	原則として、毎年5月31日	
運用管理報酬	ありません。	
その他費用	有価証券の売買手数料、租税、カストディフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、管理会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等(その他の費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。)	
申込手数料	ありません。	
換金手数料	ありません。	
関係法人	投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
	管理会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルク・エス・エイ・アール・エル
	保管受託銀行/ 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルク)エス・シー・エイ
	名義書換代行会社	アライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズ

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン - アメリカン・インカム・ポートフォリオ・クラスSシェアーズ	
形態	米ドル建てルクセンブルク籍外国投資信託	
運用の基本方針と主な投資対象	主として米ドル建ての公社債等に投資し、元本の維持を図りながら、インカム収入の獲得を目指して運用を行います。	
投資態度	主として米ドル建ての国債、政府機関債、投資適格社債、ハイイールド社債、新興国債券、資産担保証券等の公社債等に分散投資します。 ポートフォリオの構築においては、マクロ経済の環境や債券種別毎の相対的な魅力度等の分析を行い、積極的に魅力ある投資機会を追求します。	
投資制限	債券への投資割合は、原則として純資産総額の80%以上とします。 米国の発行体が発行する証券への投資割合は、原則として純資産総額の65%以上とします。 米国債および投資時点において投資適格を有するとみなされる、または格付を得ていない場合には投資顧問会社が同等の水準にあるとみなすその他の証券への投資割合は、原則として純資産総額の50%以上とします。 S&PまたはMoody'sからCCC格相当以下の格付が付与された証券、または格付を得ていない証券および、投資顧問会社がこれらと同水準であるとみなす証券への投資は原則として行いません。	
決算日	原則として、毎年8月31日	
運用管理報酬	ありません。	
その他費用	有価証券の売買手数料、租税、コストディフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、管理会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等(その他の費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。)	
申込手数料	ありません。	
換金手数料	ありません。	
関係法人	投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
	管理会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルク・エス・エイ・アール・エル
	保管受託銀行/ 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルク)エス・シー・エイ
	名義書換代行会社	アライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズ

上記投資信託証券については、資金流入にともない発生する取引費用などによる当該投資信託証券の純資産への影響を軽減するため、純資産価格の調整が行われることがあります。したがって、当該投資信託証券における資金流入の動向が当ファンドの基準価額に影響を与えることがあります。

上記に記載されていない事項についても、一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)に係る要件を満たしております。

(3)【運用体制】

当ファンドの投資顧問会社における運用体制は以下の通りです。

<アライアンス・バーンスタインの運用体制>

アライアンス・バーンスタインは約210名のアナリストを擁し、総勢約360名の業界屈指の運用体制です。(平成27年12月末現在)

<アライアンス・バーンスタインについて>

アライアンス・バーンスタイン(アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。)は資産運用業務で40年以上の経験を有する世界有数の資産運用会社であり、多彩な投資商品やサービスをグローバルに展開しており、その本部をニューヨークに置いております。

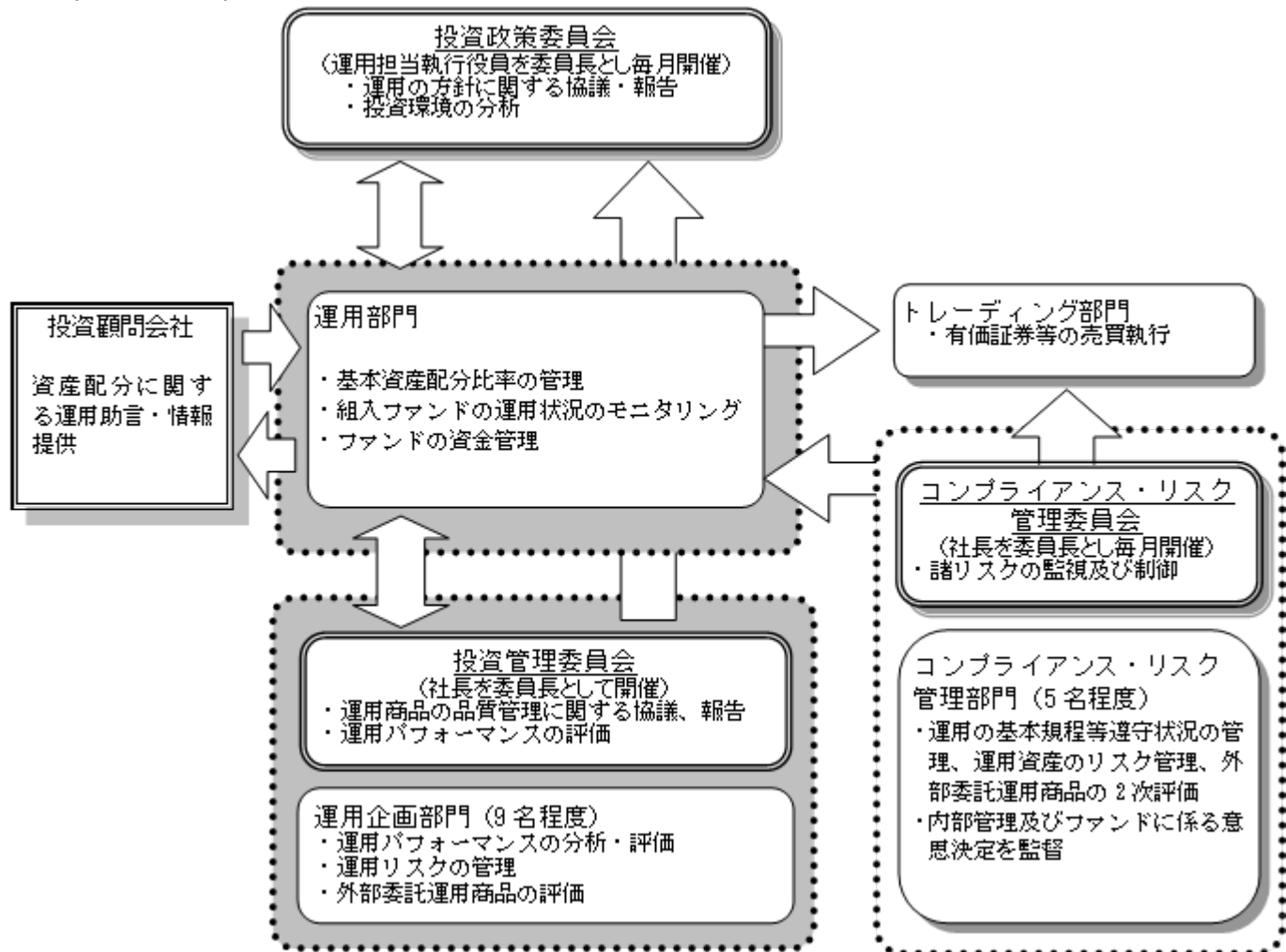
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用ガイドライン等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

ファンドに関する運用ガイドライン等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。必要に応じて投資顧問会社（外部委託先）に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。必要に応じて投資顧問会社（外部委託先）に対し評価結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。



ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ (<http://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年4回(3月、6月、9月、12月の各2日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

・配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

・売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。

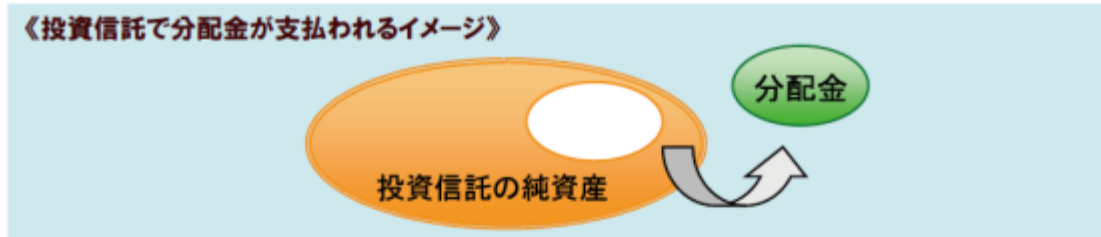
なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権に係る収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

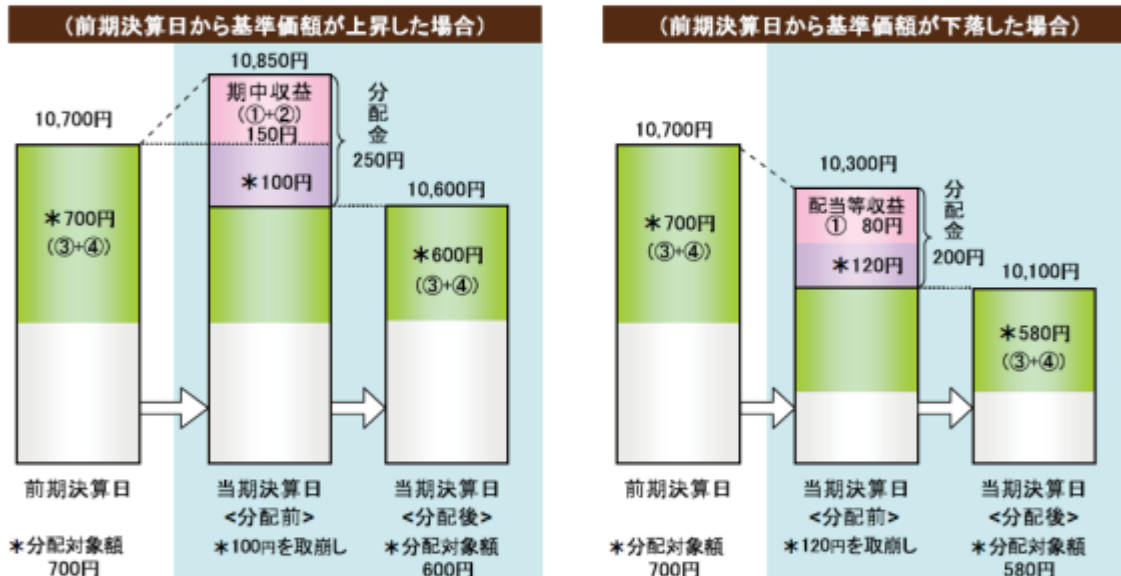
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



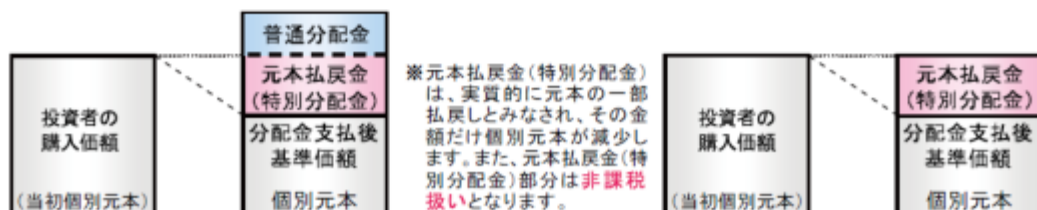
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

《分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合》

《分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合》



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

信託約款に基づく主な投資制限

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができま
す。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指
図をするものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産
総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証
券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に
は、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引の指図をすることがで
きます。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金
の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的とし
て、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通
じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用
は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産
で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財
産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託
財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資
金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を
限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%
を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日ま
でとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - は、投資信託証券を通じて、海外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

「Aコース（為替ヘッジあり）」は、為替ヘッジを行います。影響を全て排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

「Bコース（為替ヘッジなし）」は、為替ヘッジを行わないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

流動性リスク（売却等）

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他の留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

組入投資信託証券は、合同運用による影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

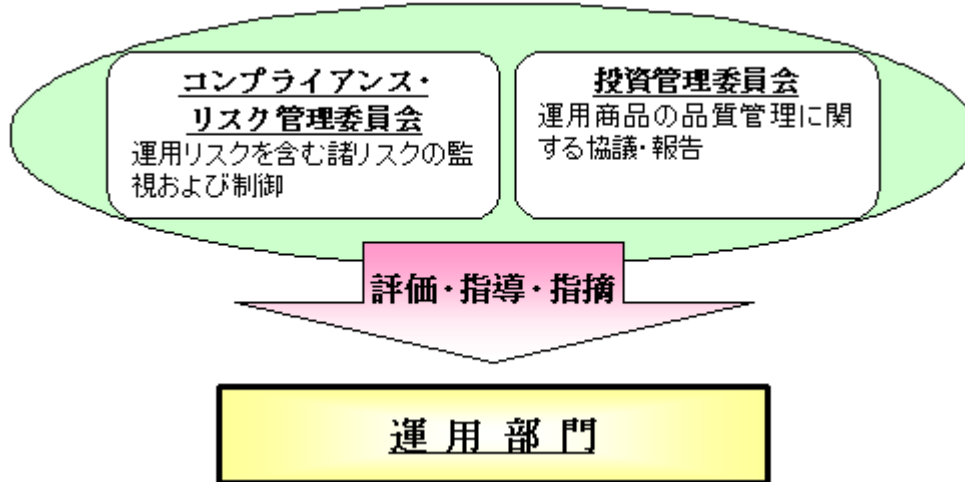
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3) 参考情報

Aコース（為替ヘッジあり）

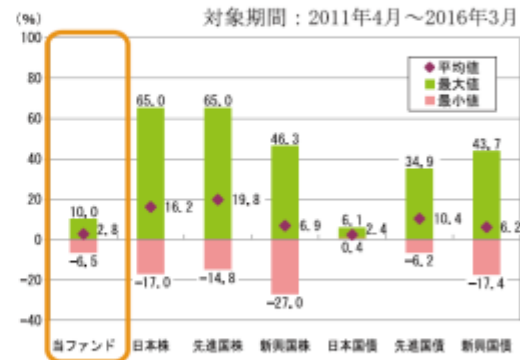
当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものと算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示していません。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものと算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示していません。したがって、データの個数が異なります。

※各資産クラスの指数について

資産クラスの名称

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

権利者

株式会社東京証券取引所
MSCI Inc.
MSCI Inc.
野村證券株式会社
Citigroup Index LLC
J.P.Morgan Securities LLC.

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的所有権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

Bコース（為替ヘッジなし）

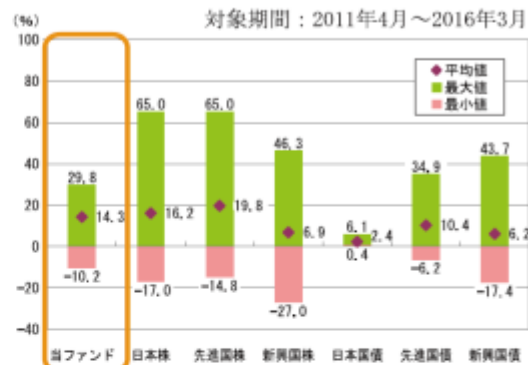
当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

（注）当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

（注）当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

※各資産クラスの指数について

資産クラスの名称

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）
日本国債	NOMURA-BPI（国債）
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

権利者

株式会社東京証券取引所
MSCI Inc.
MSCI Inc.
野村證券株式会社
Citigroup Index LLC
J.P.Morgan Securities LLC.

（注）海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的所有権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

< 代表的資産クラスの指数について >

東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

シティ世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間でスイッチングが可能です。

当ファンドのスイッチングとは、Aコース受益権の換金の手取金をもってBコース受益権の取得申込を行うこと、およびBコース受益権の換金の手取金をもってAコース受益権の取得申込を行うことをいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.052%（税抜1.9%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

配分	料率（年率）	役務の内容
委託会社	1.2096%（税抜1.12%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	0.81%（税抜0.75%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.0324%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする投資信託証券	* 1	* 2
実質的な負担	2.052%（税抜1.9%）程度	-

当ファンドが主要投資対象とする投資対象ファンドの組入比率に係る助言業務および当該投資対象ファンドの投資顧問業務にかかる報酬は、委託会社が受け取る信託報酬の中からアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに対し支払われるものとし、その報酬額は、当ファンドの純資産総額に対し年0.70%の率を乗じて得た額とします。

* 1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

* 2 有価証券の売買手数料、租税、コストディフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、管理会社報酬（年率0.01%ただし上限50,000米ドル）、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等も別途かかります。

（上記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。）

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0054%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等により見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

時期	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

時期	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加されております。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

時期	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

個別元本について

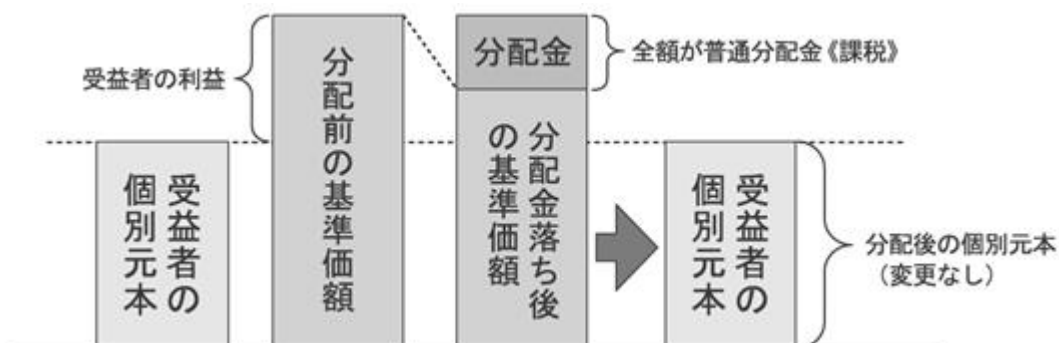
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

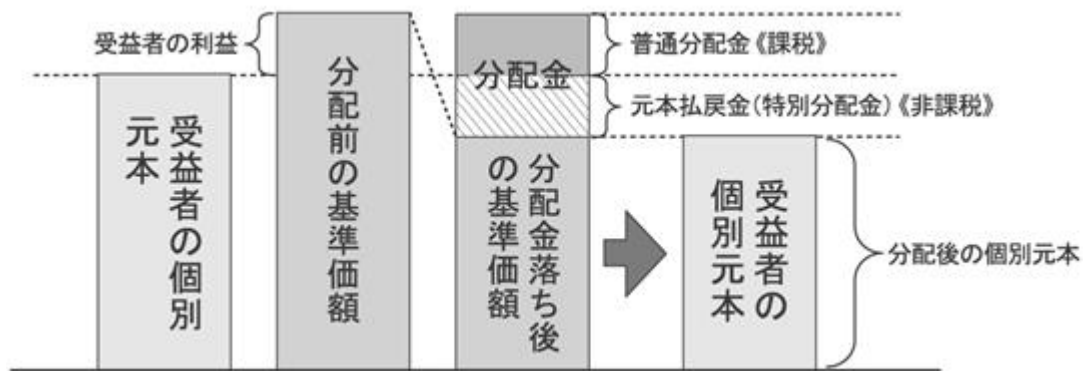
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1) の場合



2) の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合>

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満までの方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成28年3月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

【米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Aコース（為替ヘッジあり）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	1,028,206,082	57.74
投資証券	ルクセンブルク	702,138,223	39.43
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		50,283,731	2.82
合計（純資産総額）		1,780,628,036	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建		1,693,426,000	95.10

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資信託 受益証券	AB FCP I American Income Portfolio CL-S	554,374.825	1,808.51	1,002,594,631	1,854.71	1,028,206,082	57.74
2	ルクセンブルク	投資証券	AB SICAV I Select US CL-S	231,044.073	2,946.58	680,790,305	3,038.97	702,138,223	39.43

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	57.74
投資証券	39.43
合計	97.18

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
-------	----	-------	----	-------------	------------	-------------

為替予約取引	ドル	売建	15,050,000.00	1,711,185,000	1,693,426,000	95.10
--------	----	----	---------------	---------------	---------------	-------

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期特定期間末（平成26年 3月 3日）	3,128,020,241	3,128,020,241	10,175	10,175
第2期特定期間末（平成26年 9月 2日）	3,271,143,799	3,350,540,580	10,300	10,550
第3期特定期間末（平成27年 3月 2日）	2,655,843,760	2,707,712,189	10,241	10,441
第4期特定期間末（平成27年 9月 2日）	2,084,145,540	2,084,145,540	9,745	9,745
第5期特定期間末（平成28年 3月 2日）	1,782,253,447	1,782,253,447	9,664	9,664
平成27年 3月 末日	2,671,680,327		10,220	
4月 末日	2,313,440,479		10,160	
5月 末日	2,485,212,072		10,227	
6月 末日	2,376,786,264		10,051	
7月 末日	2,345,319,253		10,232	
8月 末日	2,121,770,771		9,915	
9月 末日	2,083,266,245		9,600	
10月 末日	2,088,513,588		10,060	
11月 末日	2,028,520,117		9,990	
12月 末日	1,954,520,413		9,885	
平成28年 1月 末日	1,548,920,559		9,472	
2月 末日	1,772,847,555		9,598	
3月 末日	1,780,628,036		9,900	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期特定期間	平成25年12月27日～平成26年 3月 3日	0
第2期特定期間	平成26年 3月 4日～平成26年 9月 2日	450
第3期特定期間	平成26年 9月 3日～平成27年 3月 2日	400
第4期特定期間	平成27年 3月 3日～平成27年 9月 2日	0
第5期特定期間	平成27年 9月 3日～平成28年 3月 2日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期特定期間	平成25年12月27日～平成26年 3月 3日	1.75
第2期特定期間	平成26年 3月 4日～平成26年 9月 2日	5.65
第3期特定期間	平成26年 9月 3日～平成27年 3月 2日	3.31

第4期特定期間	平成27年 3月 3日 ~ 平成27年 9月 2日	4.84
第5期特定期間	平成27年 9月 3日 ~ 平成28年 3月 2日	0.83

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期特定期間	平成25年12月27日～平成26年3月3日	3,114,360,029	40,001,261
第2期特定期間	平成26年3月4日～平成26年9月2日	214,624,524	113,112,037
第3期特定期間	平成26年9月3日～平成27年3月2日	807,078,437	1,389,528,207
第4期特定期間	平成27年3月3日～平成27年9月2日	415,902,964	870,671,010
第5期特定期間	平成27年9月3日～平成28年3月2日	393,513,290	687,939,275

(注)第1期特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Bコース(為替ヘッジなし)】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	5,075,366,215	58.78
投資証券	ルクセンブルク	3,465,339,627	40.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		94,349,253	1.09
合計(純資産総額)		8,635,055,095	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資信託 受益証券	AB FCP I American Income Portfolio CL-S	2,736,470.151	1,808.51	4,948,944,578	1,854.71	5,075,366,215	58.78
2	ルクセンブルク	投資証券	AB SICAV I Select US CL-S	1,140,297.101	2,946.58	3,359,978,912	3,038.97	3,465,339,627	40.13

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	58.78
投資証券	40.13
合計	98.91

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期特定期間末（平成26年 3月 3日）	21,651,809,386	21,651,809,386	9,839	9,839
第2期特定期間末（平成26年 9月 2日）	21,008,491,336	21,510,537,231	10,461	10,711
第3期特定期間末（平成27年 3月 2日）	15,894,653,748	16,373,765,800	11,611	11,961
第4期特定期間末（平成27年 9月 2日）	11,386,740,951	11,657,063,952	10,531	10,781
第5期特定期間末（平成28年 3月 2日）	8,727,147,486	8,727,147,486	9,695	9,695
平成27年 3月末日	15,261,563,629		11,615	
4月末日	14,744,613,018		11,453	
5月末日	14,413,080,873		11,977	
6月末日	13,256,341,232		11,316	
7月末日	12,843,084,982		11,664	
8月末日	11,948,734,109		11,051	
9月末日	10,775,673,456		10,338	
10月末日	10,975,319,017		10,942	
11月末日	10,788,989,410		11,039	
12月末日	9,946,491,755		10,450	
平成28年 1月末日	9,545,358,255		10,045	
2月末日	8,644,620,464		9,601	
3月末日	8,635,055,095		9,836	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期特定期間	平成25年12月27日～平成26年 3月 3日	0
第2期特定期間	平成26年 3月 4日～平成26年 9月 2日	250
第3期特定期間	平成26年 9月 3日～平成27年 3月 2日	750
第4期特定期間	平成27年 3月 3日～平成27年 9月 2日	600
第5期特定期間	平成27年 9月 3日～平成28年 3月 2日	300

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期特定期間	平成25年12月27日～平成26年 3月 3日	1.61
第2期特定期間	平成26年 3月 4日～平成26年 9月 2日	8.86
第3期特定期間	平成26年 9月 3日～平成27年 3月 2日	18.16
第4期特定期間	平成27年 3月 3日～平成27年 9月 2日	4.13
第5期特定期間	平成27年 9月 3日～平成28年 3月 2日	5.09

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期特定期間	平成25年12月27日～平成26年 3月 3日	22,056,415,525	49,980,127
第2期特定期間	平成26年 3月 4日～平成26年 9月 2日	568,830,290	2,493,429,866
第3期特定期間	平成26年 9月 3日～平成27年 3月 2日	970,955,629	7,363,875,662
第4期特定期間	平成27年 3月 3日～平成27年 9月 2日	865,698,034	3,741,693,758
第5期特定期間	平成27年 9月 3日～平成28年 3月 2日	555,525,827	2,367,032,244

(注)第1期特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

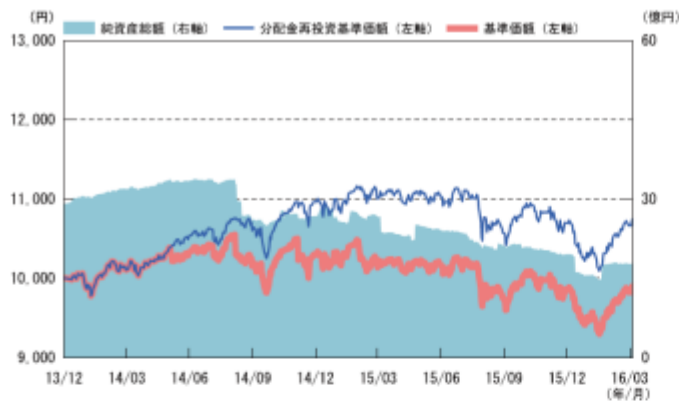
<参考情報>

以下の事項は、交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Aコース（為替ヘッジあり）

2016年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移

分配金の推移	
2016年3月	0円
2015年12月	0円
2015年9月	0円
2015年6月	0円
2015年3月	200円
設定来累計	850円

※分配金は、10,000口あたり税引前の金額

基準価額	9,900円
純資産総額	17.8億円

※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金（税引前）再投資ベースで算出しています。

主要な資産の状況

資産の組入比率

※当ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン SICAV I - セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ・クラスSシェアーズ」（米国セレクト：株式ファンド）および「アライアンス・バーンスタイン - アメリカン・インカム・ポートフォリオ・クラスSシェアーズ」（アメリカン・インカム：債券ファンド）に投資しております。

	投資比率(%)
米国セレクト	39.43
アメリカン・インカム	57.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	2.82

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

主要投資対象である投資対象ファンドの運用状況（組入上位銘柄）

(米国セレクト)				(アメリカン・インカム)				
順位	銘柄名	業種(GICS分類)	投資比率(%)	順位	銘柄名	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	U・S・バンコプ	金融	7.83	1	米国国債	8.000	2021年11月15日	14.11
2	アルファベット	情報技術	5.92	2	米国国債	7.500	2024年11月15日	7.07
3	メドトロニック	ヘルスケア	3.80	3	米国国債	6.125	2027年11月15日	6.02
4	ユナイテッド・テクノロジーズ	資本財・サービス	3.34	4	ファニーメイ	6.625	2030年11月15日	4.38
5	ファイザー	ヘルスケア	3.31	5	米国国債	8.750	2020年8月15日	3.83

※投資比率は組入有価証券に対する比率です。

※投資比率は組入有価証券に対する比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2013年は設定日（2013年12月27日）から年末までの収益率、2016年は3月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

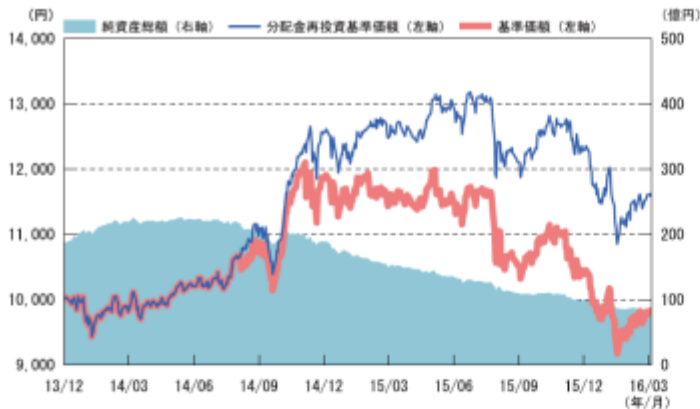
※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Bコース (為替ヘッジなし)

2016年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金(税引前)再投資ベースで算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2016年3月	0円
2015年12月	300円
2015年9月	250円
2015年6月	350円
2015年3月	350円
設定来累計	1,900円
※分配金は、10,000口あたり税引前の金額	
基準価額	9,836円
純資産総額	86.3億円

主要な資産の状況

資産の組入比率

※当ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン SICAV I - セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ・クラスSシェアーズ」(米国セレクト:株式ファンド)および「アライアンス・バーンスタイン - アメリカン・インカム・ポートフォリオ・クラスSシェアーズ」(アメリカン・インカム:債券ファンド)に投資しております。

	投資比率(%)
米国セレクト	40.13
アメリカン・インカム	58.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.09

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

主要投資対象である投資対象ファンドの運用状況(組入上位銘柄)

(米国セレクト)

	銘柄名	業種(GICS分類)	投資比率(%)
1	U・S・バンコープ	金融	7.83
2	アルファベット	情報技術	5.92
3	メドトロニック	ヘルスケア	3.80
4	ユナイテッド・テクノロジーズ	資本財・サービス	3.34
5	ファイザー	ヘルスケア	3.31

※投資比率は組入有価証券に対する比率です。

(アメリカン・インカム)

	銘柄名	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	米国国債	8.000	2021年11月15日	14.11
2	米国国債	7.500	2024年11月15日	7.07
3	米国国債	6.125	2027年11月15日	6.02
4	ファニーメイ	6.625	2030年11月15日	4.38
5	米国国債	8.750	2020年8月15日	3.83

※投資比率は組入有価証券に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと算出しています。

※2013年は設定日(2013年12月27日)から年末までの収益率、2016年は3月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

3. 取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、販売会社または下記にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120 - 565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

4. 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

申込手数料につきましては、販売会社へお問合わせください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

5. お申込単位は、販売会社が定める単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。

販売会社により「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社へお問合わせください。

「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に受取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）

または「分配金出金」に関する契約を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。

7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。

ニューヨーク証券取引所またはルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合（以下「申込不可日」といいます。）は、購入・換金・スイッチングの申込の受付を行いません。（申込不可日につきましては、販売会社または委託会社にてご確認いただけます。）

8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができるものとします。

・各ファンド間でスイッチングが可能です。

2【換金（解約）手続等】

信託の一部解約(解約請求制)

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額(解約価額)は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。また、当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
基準価額につきましては、販売会社または下記にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120 - 565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>
3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料および信託財産留保額はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約に係る受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。
申込不可日には、換金の申込みはできません。(申込不可日につきましては、前記「1 申込(販売) 手続等」をご覧ください。また、販売会社または委託会社にてご確認いただけます。)
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することがあります。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額により評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120 - 565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成25年12月27日から平成30年12月3日までとします。

受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年3月3日から6月2日、6月3日から9月2日、9月3日から12月2日および12月3日から翌年3月2日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、この信託の信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、組入投資信託証券（投資対象ファンド）が存続しないこととなったとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回るようになった場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 上記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした

ときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2. から4. までの手続を行うことが困難な場合においては適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、この信託は、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までに)、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。)に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、上記1. の事項(前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 上記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 上記各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。そのため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

委託会社は、3月および9月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約の有効期間は、原則として、信託の終了日までとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者はファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該信託契約の解約またはその内容が重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。そのため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期特定期間（平成27年9月3日から平成28年3月2日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Aコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期特定期間末 (平成27年9月2日現在)	第5期特定期間末 (平成28年3月2日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	3,608,100	-
金銭信託	-	30,862,618
コール・ローン	58,255,141	-
投資信託受益証券	1,100,902,502	1,041,047,617
投資証券	865,907,460	706,650,525
派生商品評価勘定	67,958,840	14,420,800
未収入金	82,645,226	79,772,000
未収利息	15	-
流動資産合計	2,172,061,084	1,872,753,560
資産合計	2,172,061,084	1,872,753,560
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,258,000
未払金	74,567,400	77,492,800
未払解約金	1,283,490	2,787,192
未払受託者報酬	189,990	141,137
未払委託者報酬	11,843,032	8,797,492
その他未払費用	31,632	23,492
流動負債合計	87,915,544	90,500,113
負債合計	87,915,544	90,500,113
純資産の部		
元本等		
元本	2,138,653,439	1,844,227,454
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	54,507,899	61,974,007
(分配準備積立金)	25,452,069	17,683,138
元本等合計	2,084,145,540	1,782,253,447
純資産合計	2,084,145,540	1,782,253,447
負債純資産合計	2,172,061,084	1,872,753,560

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期特定期間 (自平成27年3月3日 至平成27年9月2日)	第5期特定期間 (自平成27年9月3日 至平成28年3月2日)
営業収益		
受取利息	3,394	1,988
有価証券売買等損益	77,150,163	28,554,576
為替差損益	6,245,628	13,828,527
営業収益合計	83,392,397	14,728,037
営業費用		
受託者報酬	390,043	309,224
委託者報酬	24,312,983	19,274,952
その他費用	118,794	88,001
営業費用合計	24,821,820	19,672,177
営業利益又は営業損失()	108,214,217	4,944,140
経常利益又は経常損失()	108,214,217	4,944,140
当期純利益又は当期純損失()	108,214,217	4,944,140
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,457,473	11,844,997
期首剰余金又は期首欠損金()	62,422,275	54,507,899
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,366,342	5,979,280
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,979,280
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,366,342	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,539,772	20,346,245
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,539,772	1,830,029
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	18,516,216
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	54,507,899	61,974,007

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>（１）投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>（２）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの特定期間は、平成27年9月3日から平成28年3月2日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

第4期特定期間末 （平成27年9月2日現在）	第5期特定期間末 （平成28年3月2日現在）
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,138,653,439口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,844,227,454口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 54,507,899円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 61,974,007円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9745円 （10,000口当たり純資産額）（9,745円）	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9664円 （10,000口当たり純資産額）（9,664円）

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期特定期間 (自 平成27年3月3日 至 平成27年9月2日)			第5期特定期間 (自 平成27年9月3日 至 平成28年3月2日)		
分配金の計算過程 第6期(平成27年3月3日から平成27年6月2日まで) 計算期間末における分配対象額52,882,557円(10,000口当たり217円62銭)であり、分配金額は0円としております。			分配金の計算過程 第8期(平成27年9月3日から平成27年12月2日まで) 計算期間末における分配対象額43,959,938円(10,000口当たり217円62銭)であり、分配金額は0円としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	-円	配当等収益額(費用控除後)	A	1,265円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	23,678,056円	収益調整金額	C	21,254,322円
分配準備積立金額	D	29,204,501円	分配準備積立金額	D	22,704,351円
分配対象額(A+B+C+D)	E	52,882,557円	分配対象額(A+B+C+D)	E	43,959,938円
期末受益権口数	F	2,429,967,533口	期末受益権口数	F	2,019,906,153口
10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	217円 62銭	10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	217円 62銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	-円	分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	-円
第7期(平成27年6月3日から平成27年9月2日まで) 計算期間末における分配対象額46,542,850円(10,000口当たり217円61銭)であり、分配金額は0円としております。			第9期(平成27年12月3日から平成28年3月2日まで) 計算期間末における分配対象額40,136,525円(10,000口当たり217円61銭)であり、分配金額は0円としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	-円	配当等収益額(費用控除後)	A	-円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	21,090,781円	収益調整金額	C	22,453,387円
分配準備積立金額	D	25,452,069円	分配準備積立金額	D	17,683,138円
分配対象額(A+B+C+D)	E	46,542,850円	分配対象額(A+B+C+D)	E	40,136,525円
期末受益権口数	F	2,138,653,439口	期末受益権口数	F	1,844,227,454口
10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	217円 61銭	10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	217円 61銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	-円	分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	-円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第4期特定期間 （自 平成27年3月3日 至 平成27年9月2日）	第5期特定期間 （自 平成27年9月3日 至 平成28年3月2日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（その他の注記）」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（その他の注記）」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第4期特定期間 (自 平成27年3月3日 至 平成27年9月2日)	第5期特定期間 (自 平成27年9月3日 至 平成28年3月2日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券・投資証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「(その他の注記)」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券・投資証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「(その他の注記)」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 4 期特定期間 (自 平成27年 3 月 3 日 至 平成27年 9 月 2 日)

該当事項はございません。

第 5 期特定期間 (自 平成27年 9 月 3 日 至 平成28年 3 月 2 日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1 . 元本の移動

	第 4 期特定期間 (自 平成27年 3 月 3 日 至 平成27年 9 月 2 日)	第 5 期特定期間 (自 平成27年 9 月 3 日 至 平成28年 3 月 2 日)
期首元本額	2,593,421,485円	2,138,653,439円
期中追加設定元本額	415,902,964円	393,513,290円
期中一部解約元本額	870,671,010円	687,939,275円

2 . 有価証券関係

売買目的有価証券

	第 4 期特定期間 (自 平成27年 3 月 3 日 至 平成27年 9 月 2 日)	第 5 期特定期間 (自 平成27年 9 月 3 日 至 平成28年 3 月 2 日)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	18,570,288	2,499,249
投資証券	63,450,116	27,563,424
合計	82,020,404	30,062,673

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

第4期特定期間末（平成27年9月2日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,014,226,840	-	1,946,268,000	67,958,840
	米ドル	2,014,226,840	-	1,946,268,000	67,958,840
合計		-	-	-	67,958,840

第5期特定期間末（平成28年3月2日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,804,201,200	-	1,790,950,000	13,251,200
	米ドル	1,804,201,200	-	1,790,950,000	13,251,200
	買建	77,574,400	-	77,486,000	88,400
	米ドル	77,574,400	-	77,486,000	88,400
合計		-	-	-	13,162,800

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成28年３月２日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成28年３月２日現在）

種類	銘柄	口数 (口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	AB FCP I American Income Portfolio CL-S	569,171.463	16.05	9,135,201.98	
小計		569,171.463		9,135,201.98	
				(1,041,047,617)	
投資信託受益証券計				1,041,047,617	
				(1,041,047,617)	
投資証券					
米ドル	AB SICAV I Select US CL-S	237,126.752	26.15	6,200,864.56	
小計		237,126.752		6,200,864.56	
				(706,650,525)	
投資証券計				706,650,525	
				(706,650,525)	
合計				1,747,698,142	
				(1,747,698,142)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注４）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	58.4%	59.6%
	投資証券 1 銘柄	39.6%	40.4%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Bコース（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期特定期間末 （平成27年9月2日現在）	第5期特定期間末 （平成28年3月2日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	150,337,500	-
金銭信託	-	163,529,222
コール・ローン	483,123,059	-
投資信託受益証券	6,295,287,515	5,126,137,282
投資証券	4,952,507,040	3,478,995,787
派生商品評価勘定	-	442,000
未収入金	511,147,500	387,464,001
未収利息	132	-
流動資産合計	12,091,727,746	9,156,568,292
資産合計	12,091,727,746	9,156,568,292
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	416,000
未払金	360,810,000	364,672,000
未払収益分配金	270,323,001	-
未払解約金	6,690,754	15,904,157
未払受託者報酬	1,057,681	762,653
未払委託者報酬	65,929,110	47,538,916
その他未払費用	176,249	127,080
流動負債合計	704,986,795	429,420,806
負債合計	704,986,795	429,420,806
純資産の部		
元本等		
元本	10,812,920,065	9,001,413,648
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	573,820,886	274,266,162
（分配準備積立金）	1,383,394,367	828,691,989
元本等合計	11,386,740,951	8,727,147,486
純資産合計	11,386,740,951	8,727,147,486
負債純資産合計	12,091,727,746	9,156,568,292

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期特定期間 (自平成27年3月3日 至平成27年9月2日)	第5期特定期間 (自平成27年9月3日 至平成28年3月2日)
営業収益		
受取利息	13,087	8,259
有価証券売買等損益	451,996,417	119,479,794
為替差損益	98,022,785	505,677,550
営業収益合計	353,960,545	386,189,497
営業費用		
受託者報酬	2,279,985	1,646,434
委託者報酬	142,119,548	102,627,669
その他費用	442,846	313,731
営業費用合計	144,842,379	104,587,834
営業利益又は営業損失()	498,802,924	490,777,331
経常利益又は経常損失()	498,802,924	490,777,331
当期純利益又は当期純損失()	498,802,924	490,777,331
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	34,745,305	66,061,672
期首剰余金又は期首欠損金()	2,205,737,959	573,820,886
剰余金増加額又は欠損金減少額	137,492,869	20,634,753
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	137,492,869	20,634,753
剰余金減少額又は欠損金増加額	615,800,809	153,207,217
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	615,800,809	153,207,217
分配金	689,551,514	290,798,925
期末剰余金又は期末欠損金()	573,820,886	274,266,162

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>（ 1 ）投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>（ 2 ）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの特定期間は、平成27年9月3日から平成28年3月2日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

第 4 期特定期間末 （平成27年9月2日現在）	第 5 期特定期間末 （平成28年3月2日現在）
1. 特定期間の末日における受益権の総数 10,812,920,065口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 9,001,413,648口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0531円 （10,000口当たり純資産額）（10,531円）	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 274,266,162円
	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9695円 （10,000口当たり純資産額）（9,695円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期特定期間 （自 平成27年3月3日 至 平成27年9月2日）			第5期特定期間 （自 平成27年9月3日 至 平成28年3月2日）																																																														
分配金の計算過程 第6期（平成27年3月3日から平成27年6月2日まで） 計算期間末における分配対象額2,453,478,326円 （10,000口当たり2,048円30銭）のうち、419,228,513円 （10,000口当たり350円00銭）を分配金額としておりま ず。			分配金の計算過程 第8期（平成27年9月3日から平成27年12月2日まで） 計算期間末における分配対象額1,402,741,343円 （10,000口当たり1,447円11銭）のうち、290,798,925円 （10,000口当たり300円00銭）を分配金額としておりま ず。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>6,694円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>523,927,406円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>144,279,996円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,785,264,230円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>2,453,478,326円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>11,977,957,541口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>2,048円 30銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>350円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>419,228,513円</td> </tr> </tbody> </table>			項目	金額または口数		配当等収益額（費用控除後）	A	6,694円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	523,927,406円	収益調整金額	C	144,279,996円	分配準備積立金額	D	1,785,264,230円	分配対象額（A + B + C + D）	E	2,453,478,326円	期末受益権口数	F	11,977,957,541口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,048円 30銭	10,000口当たりの分配金額	H	350円 00銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	419,228,513円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>4,651円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>182,706,541円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,220,030,151円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>1,402,741,343円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>9,693,297,530口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>1,447円 11銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>300円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>290,798,925円</td> </tr> </tbody> </table>			項目	金額または口数		配当等収益額（費用控除後）	A	4,651円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	182,706,541円	分配準備積立金額	D	1,220,030,151円	分配対象額（A + B + C + D）	E	1,402,741,343円	期末受益権口数	F	9,693,297,530口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,447円 11銭	10,000口当たりの分配金額	H	300円 00銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	290,798,925円
項目	金額または口数																																																																
配当等収益額（費用控除後）	A	6,694円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	523,927,406円																																																															
収益調整金額	C	144,279,996円																																																															
分配準備積立金額	D	1,785,264,230円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	2,453,478,326円																																																															
期末受益権口数	F	11,977,957,541口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,048円 30銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	350円 00銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	419,228,513円																																																															
項目	金額または口数																																																																
配当等収益額（費用控除後）	A	4,651円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	182,706,541円																																																															
分配準備積立金額	D	1,220,030,151円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	1,402,741,343円																																																															
期末受益権口数	F	9,693,297,530口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,447円 11銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	300円 00銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	290,798,925円																																																															
第7期（平成27年6月3日から平成27年9月2日まで） 計算期間末における分配対象額1,835,080,667円 （10,000口当たり1,697円11銭）のうち、270,323,001円 （10,000口当たり250円00銭）を分配金額としておりま ず。			第9期（平成27年12月3日から平成28年3月2日まで） 計算期間末における分配対象額1,032,574,598円 （10,000口当たり1,147円12銭）であり、分配金額は0円 としております。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>181,363,299円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,653,717,368円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>1,835,080,667円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>10,812,920,065口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>1,697円 11銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>250円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>270,323,001円</td> </tr> </tbody> </table>			項目	金額または口数		配当等収益額（費用控除後）	A	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	181,363,299円	分配準備積立金額	D	1,653,717,368円	分配対象額（A + B + C + D）	E	1,835,080,667円	期末受益権口数	F	10,812,920,065口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,697円 11銭	10,000口当たりの分配金額	H	250円 00銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	270,323,001円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>203,882,609円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>828,691,989円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>1,032,574,598円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>9,001,413,648口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>1,147円 12銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>-円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>-円</td> </tr> </tbody> </table>			項目	金額または口数		配当等収益額（費用控除後）	A	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	203,882,609円	分配準備積立金額	D	828,691,989円	分配対象額（A + B + C + D）	E	1,032,574,598円	期末受益権口数	F	9,001,413,648口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,147円 12銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円
項目	金額または口数																																																																
配当等収益額（費用控除後）	A	-円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	181,363,299円																																																															
分配準備積立金額	D	1,653,717,368円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	1,835,080,667円																																																															
期末受益権口数	F	10,812,920,065口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,697円 11銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	250円 00銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	270,323,001円																																																															
項目	金額または口数																																																																
配当等収益額（費用控除後）	A	-円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	203,882,609円																																																															
分配準備積立金額	D	828,691,989円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	1,032,574,598円																																																															
期末受益権口数	F	9,001,413,648口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,147円 12銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円																																																															

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第4期特定期間 （自 平成27年3月3日 至 平成27年9月2日）	第5期特定期間 （自 平成27年9月3日 至 平成28年3月2日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（その他の注記）」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（その他の注記）」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第4期特定期間 (自 平成27年3月3日 至 平成27年9月2日)	第5期特定期間 (自 平成27年9月3日 至 平成28年3月2日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券・投資証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「(その他の注記)」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券・投資証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「(その他の注記)」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期特定期間(自 平成27年3月3日 至 平成27年9月2日)

該当事項はございません。

第5期特定期間(自 平成27年9月3日 至 平成28年3月2日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第4期特定期間 (自 平成27年3月3日 至 平成27年9月2日)	第5期特定期間 (自 平成27年9月3日 至 平成28年3月2日)
期首元本額	13,688,915,789円	10,812,920,065円
期中追加設定元本額	865,698,034円	555,525,827円
期中一部解約元本額	3,741,693,758円	2,367,032,244円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

	第4期特定期間 (自 平成27年3月3日 至 平成27年9月2日)	第5期特定期間 (自 平成27年9月3日 至 平成28年3月2日)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	107,244,380	29,666,451
投資証券	362,899,223	194,238,388
合計	470,143,603	223,904,839

3．デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

第4期特定期間末（平成27年9月2日現在）

該当事項はございません。

第5期特定期間末（平成28年3月2日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	387,872,000	-	387,430,000	442,000
	米ドル	387,872,000	-	387,430,000	442,000
	買建	365,056,000	-	364,640,000	416,000
	米ドル	365,056,000	-	364,640,000	416,000
合計		-	-	-	26,000

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成28年３月２日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成28年３月２日現在）

種類	銘柄	口数 (口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	AB FCP I American Income Portfolio CL-S	2,802,610.57	16.05	44,981,899.64	
小計		2,802,610.57		44,981,899.64	
				(5,126,137,282)	
投資信託受益証券計				5,126,137,282	
				(5,126,137,282)	
投資証券					
米ドル	AB SICAV I Select US CL-S	1,167,427.096	26.15	30,528,218.56	
小計		1,167,427.096		30,528,218.56	
				(3,478,995,787)	
投資証券計				3,478,995,787	
				(3,478,995,787)	
合計				8,605,133,069	
				(8,605,133,069)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注４）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	58.7%	59.6%
	投資証券 1 銘柄	39.9%	40.4%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

サブファンドの状況

「ACMBernstein American Income Portfolio CLASS S」及び「ACMBernstein SICAV Select US Equity Portfolio CLASS S」は、各当該サブファンドが財務諸表監査を受けた直近の決算情報を開示しております。

「資産・負債の状況」等は、前述の情報に基づいて委託会社が独自に作成したものです。

なお、「ACMBernstein American Income Portfolio CLASS S」及び「ACMBernstein SICAV Select US Equity Portfolio CLASS S」は平成26年2月5日に「AB FCP I American Income Portfolio CLASS S」及び「AB SICAV I-Select US Equity Portfolio CLASS S」に名称を変更しております。

ACMBernstein American Income Portfolio CLASS S

米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Aコース（為替ヘッジあり）及び米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Bコース（為替ヘッジなし）が投資対象としている「ACMBernstein American Income Portfolio CLASS S」（以下当該サブファンドという）は、「ACMBernstein American Income Portfolio」を構成しており、以下に記載した「資産・負債の状況」は、入手可能な直近の決算情報に基づいた「ACMBernstein American Income Portfolio」全体の内容です。なお、同決算情報は独立した会計監査人による財務諸表監査を受けております。

資産・負債の状況

ACMBernstein American Income Portfolio

（平成27年8月31日現在）	
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	6,754,459,516
定期預金	91,707,293
未収配当金及び未収利息	93,269,372
ファンド追加に係る未収入金	32,205,990
現金	43,245,595
有価証券売却に係る未収入金	5,421,396
スワップ契約前払プレミアム	28,098,261
為替予約取引評価益	1,387,355
スワップに係る未収利息	5,545,380
金融先物取引評価益	5,493,266
スワップ評価益	6,186,977
資産合計	7,067,020,401
負債	
保管受託銀行への未払金	45,030,814
ファンド解約に係る未払金	38,204,770
未払分配金	22,355,921
有価証券買入に係る未払金	8,449,858
為替予約取引評価損	20,123,823
スワップ評価損	3,151,835
スワップ契約前受プレミアム	182,840
スワップに係る未払利息	364,036
未払費用及びその他負債	10,388,256
負債合計	148,252,153
純資産	6,918,768,248

（注）「ACMBernstein American Income Portfolio」の計算期間は原則として、毎年9月1日から8月31日までであり、当該ファンドの計算期間とは異なります。

1 単位当たりの純資産の額

（平成27年8月31日現在）	
当サブファンドの1口当たり純資産額	16.17米ドル

ACMBernstein SICAV Select US Equity Portfolio CLASS S

米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Aコース（為替ヘッジあり）及び米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Bコース（為替ヘッジなし）が投資対象としている「ACMBernstein SICAV Select US Equity Portfolio CLASS S」（以下当サブファンドという）は、「ACMBernstein SICAV Select US Equity Portfolio」を構成しており、以下に記載した「資産・負債の状況」は、入手可能な直近の決算情報に基づいた「ACMBernstein SICAV Select US Equity Portfolio」全体の内容です。なお、同決算情報は独立した会計監査人による財務諸表監査を受けております。

資産・負債の状況

ACMBernstein SICAV Select US Equity Portfolio

(平成27年5月31日現在)	
科目	金額(米ドル)
資産	
有価証券	4,493,656,025
定期預金	170,125,409
有価証券売却に係る未収入金	119,634,950
ファンド追加に係る未収入金	10,903,195
未収配当金及び未収利息	4,859,903
為替予約取引評価益	2,148,392
貸付有価証券収益に係る未収入金	590
資産合計	4,801,328,464
負債	
有価証券買入に係る未払金	116,127,857
ファンド解約に係る未払金	49,470,329
保管受託銀行への未払金	9,507,939
為替予約取引評価損	12,931
未払費用及びその他負債	6,197,818
負債合計	181,316,874
純資産	4,620,011,590

(注) 「ACMBernstein SICAV Select US Equity Portfolio」の計算期間は原則として、毎年6月1日から5月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

1 単位当たりの純資産の額

(平成27年5月31日現在)	
当サブファンドの 1口当たり純資産額	27.27米ドル

2【ファンドの現況】

(平成28年3月31日現在)

【純資産額計算書】

「米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Aコース（為替ヘッジあり）」

資産総額	3,494,951,141円
負債総額	1,714,323,105円
純資産総額（ - ）	1,780,628,036円
発行済口数	1,798,621,522口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9900円
（1万口当たり純資産額）	（9,900円）

「米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Bコース（為替ヘッジなし）」

資産総額	8,658,247,186円
負債総額	23,192,091円
純資産総額（ - ）	8,635,055,095円
発行済口数	8,779,197,946口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9836円
（1万口当たり純資産額）	（9,836円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	147 本	1,003,765,601,281 円
単位型株式投資信託	4 本	8,665,059,839 円
合 計	151 本	1,012,430,661,120 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,085,650	8,891,362
前払費用	101,153	88,667
未収入金	3,012	1,188
未収委託者報酬	824,141	872,124
未収運用受託報酬	147,074	136,002
未収投資助言報酬	217,338	224,622
その他	991	516
流動資産合計	9,379,363	10,214,483
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 84,549	¹ 78,235
器具備品	¹ 100,559	¹ 86,756
有形固定資産合計	185,108	164,992
無形固定資産		
ソフトウェア	48,708	45,875
電話加入権	6,662	6,662
その他	257	174
無形固定資産合計	55,628	52,711
投資その他の資産		
投資有価証券	200	386
長期差入保証金	96,907	96,907
長期前払費用	30	799
前払年金費用	-	11,517
投資その他の資産合計	97,137	109,610
固定資産合計	337,875	327,314
資産合計	9,717,238	10,541,798

（単位：千円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	23,796	41,277
未払金	603,836	588,289
未払収益分配金	121	118
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	337,275	351,231
その他未払金	259,123	229,623
未払費用	17,762	19,574
未払法人税等	57,049	70,786
未払消費税等	60,062	150,196
賞与引当金	51,446	60,075
流動負債合計	813,953	930,198
固定負債		
退職給付引当金	47,801	-
繰延税金負債	0	11,290
資産除去債務	27,735	28,100
固定負債合計	75,537	39,390
負債合計	889,491	969,589
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,137,921	1,882,406
利益剰余金合計	4,312,963	5,057,448
株主資本合計	8,827,746	9,572,231
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	23
評価・換算差額等合計	0	23
純資産合計	8,827,746	9,572,208
負債・純資産合計	9,717,238	10,541,798

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日)	(自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		4,149,012		5,175,093
受入手数料		11,000		9,348
運用受託報酬		1,371,391		1,456,016
投資助言報酬		411,659		412,351
営業収益合計		5,943,063		7,052,810
営業費用				
支払手数料		1,842,089		2,397,134
広告宣伝費		17,865		22,821
公告費		161		288
調査費		1,236,192		1,248,205
調査費		360,775		366,281
委託調査費		875,417		881,923
委託計算費		292,437		311,665
営業雑経費		106,361		93,202
通信費		17,043		14,531
印刷費		79,080		68,243
協会費		7,057		7,253
諸会費		2,989		3,164
営業雑費		190		9
営業費用合計		3,495,108		4,073,318
一般管理費				
給料		1,173,694		1,175,647
役員報酬		55,993		53,295
給料・手当		950,974		992,115
賞与		166,726		130,236
その他報酬		1,551		1,117
賞与引当金繰入		51,446		60,075
福利厚生費		205,022		204,436
交際費		1,176		611
寄付金		200		200
旅費交通費		25,398		30,564
租税公課		22,977		25,456
不動産賃借料		85,159		110,515
退職給付費用		14,537		7,316
固定資産減価償却費		60,202		50,850
諸経費		146,367		168,133
一般管理費合計		1,787,733		1,834,926
営業利益		660,222		1,144,566

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	（自	平成25年4月1日	（自	平成26年4月1日
	至	平成26年3月31日）	至	平成27年3月31日）
営業外収益				
受取利息		2,661		2,360
受取配当金		-		11
投資有価証券売却益		-		1
償還金等時効完成分		42		34
保険契約返戻金・配当金		¹ 1,269		¹ 1,130
為替差益		-		363
雑益		541		575
営業外収益合計		4,515		4,477
営業外費用				
為替差損		61		-
雑損		-		254
営業外費用合計		61		254
経常利益		664,675		1,148,789
特別利益		-		-
特別損失				
固定資産除却損		² 190		² 2,277
特別損失合計		190		2,277
税引前当期純利益		664,484		1,146,512
法人税、住民税及び事業税		47,525		82,312
法人税等調整額		-		11,290
法人税等合計		47,525		93,602
当期純利益		616,959		1,052,910

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	520,962	3,696,003	8,210,787
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益			616,959	616,959	616,959
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	616,959	616,959	616,959
当期末残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	8,210,787
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			616,959
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	616,959
当期末残高	0	0	8,827,746

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				

当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746
当期変動額					
剰余金の配当			308,424	308,424	308,424
当期純利益			1,052,910	1,052,910	1,052,910
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	744,485	744,485	744,485
当期末残高	83,040	3,092,001	1,882,406	5,057,448	9,572,231

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	8,827,746
当期変動額			
剰余金の配当			308,447
当期純利益			1,052,910
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	744,461
当期末残高	23	23	9,572,208

[注記事項]

(重要な会計方針)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p>
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**消費税等の会計処理方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	7,366千円	13,680千円
器具備品	220,998千円	229,540千円

（損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,269千円	1,130千円

2 前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主にソフトウェア190千円であります。

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主にソフトウェア1,736千円、器具備品466千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	863,135,900円	45,700円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,085,650	8,085,650	-
(2) 未収委託者報酬	824,141	824,141	-
(3) 未収運用受託報酬	147,074	147,074	-
(4) 未収投資助言報酬	217,338	217,338	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	200	200	-
(6) 長期差入保証金	96,907	85,233	11,673
資産計	9,371,312	9,359,639	11,673
(1) 未払手数料	337,275	337,275	-
(2) その他未払金	259,123	259,123	-
負債計	596,399	596,399	-

当事業年度 (平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,891,362	8,891,362	-
(2) 未収委託者報酬	872,124	872,124	-
(3) 未収運用受託報酬	136,002	136,002	-
(4) 未収投資助言報酬	224,622	224,622	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	386	386	-
(6) 長期差入保証金	96,907	90,238	6,668
資産計	10,221,404	10,214,735	6,668
(1) 未払手数料	351,231	351,231	-
(2) その他未払金	229,623	229,623	-
負債計	580,855	580,855	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,084,873	-	-	-
未収委託者報酬	824,141	-	-	-
未収運用受託報酬	147,074	-	-	-
未収投資助言報酬	217,338	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	100	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	9,273,427	100	-	96,907

当事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,890,928	-	-	-
未収委託者報酬	872,124	-	-	-
未収運用受託報酬	136,002	-	-	-
未収投資助言報酬	224,622	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	386	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	10,123,677	386	-	96,907

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	200	200	0
小計	200	200	0
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-

合計	200	200	0
----	-----	-----	---

当事業年度(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	100	100	0
小計	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	286	309	23
小計	286	309	23
合計	386	409	23

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	101,920	1,920	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	84,636	千円
退職給付費用	14,537	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	51,371	"
退職給付引当金の期末残高	47,801	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	440,436	千円
年金資産	392,907	"
	47,258	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	"
退職給付引当金	47,801	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	14,537	千円
----------------	--------	----

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	47,801	千円
退職給付費用	7,316	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	66,636	"
前払年金費用の期末残高	11,517	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	490,985	千円
年金資産	502,776	"
	11,790	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,517	"
前払年金費用	11,517	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,517	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	7,316	千円
----------------	-------	----

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	488,264	千円	176,300	千円
税務上の繰延資産償却超過額	30,791	"	15,376	"
賞与引当金繰入限度超過額	18,335	"	19,884	"
退職給付引当金繰入限度超過額	17,036	"	-	"
その他	26,327	"	23,353	"
繰延税金資産小計	580,755	"	234,915	"
評価性引当額	571,781	"	234,915	"
繰延税金資産合計	8,974	"	0	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	0	"	-	"
資産除去費用	8,974	"	7,565	"
前払年金費用	-	"	3,724	"
繰延税金負債合計	8,974	"	11,290	"
繰延税金負債の純額	0	"	11,290	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	38.01	%	35.64	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07	"	0.01	"
評価性引当額の増減	31.25	"	27.58	"
住民税均等割	0.35	"	0.20	"
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	-	"	0.10	"
その他	0.03	"	0.01	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.15	%	8.16	%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34%となります。この税率変更により繰延税金負債は1,136千円減少し、法人税等調整額は1,136千円減少しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
期首残高	27,376	千円	27,735	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	359	"	364	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	-	"
期末残高	27,735	千円	28,100	千円

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	4,149,012	11,000	1,371,391	411,659	5,943,063

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	5,175,093	9,348	1,456,016	412,351	7,052,810

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	（被所有） 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	390,411	未収投資助言報酬	205,397

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	-------	----------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言 報酬	380,457	未収投資 助言報酬	207,235
-----	----------------------	-------------	---------	-------	-----------------------	-------------------------------	------------	---------	--------------	---------

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬については、契約に基づき決定しております。

(注) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	467,398円04銭	506,814円66銭
1株当たり当期純利益金額	32,665円81銭	55,747円86銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	8,827,746	9,572,208
普通株式に係る純資産額（千円）	8,827,746	9,572,208
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益（千円）	616,959	1,052,910
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	616,959	1,052,910
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表等

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	8,276,357
未収委託者報酬	887,485
未収運用受託報酬	258,355
未収投資助言報酬	233,724
その他	140,090
流動資産合計	9,796,013
固定資産	
有形固定資産	
建物	¹ 80,336
器具備品	¹ 76,805
建設仮勘定	13,162
有形固定資産合計	170,304
無形固定資産	
ソフトウェア	38,639
電話加入権	6,662
その他	132
ソフトウェア仮勘定	5,238
無形固定資産合計	50,672
投資その他の資産	
投資有価証券	333
長期差入保証金	96,907
長期前払費用	1,216
前払年金費用	10,587
投資その他の資産合計	109,043
固定資産合計	330,020
資産合計	10,126,034

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
未払償還金	7,315
未払手数料	365,601
未払法人税等	85,666
賞与引当金	94,034
その他	² 341,555
流動負債合計	894,172
固定負債	
資産除去債務	28,284
繰延税金負債	10,660
固定負債合計	38,945
負債合計	933,118
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,503,167
利益剰余金合計	4,678,209
株主資本合計	9,192,992
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	76
評価・換算差額等合計	76
純資産合計	9,192,916
負債純資産合計	10,126,034

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成27年4月 1日	
至 平成27年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,617,163
受入手数料	3,812
運用受託報酬	789,270
投資助言報酬	217,851
営業収益合計	3,628,097
営業費用	
支払手数料	1,169,816
その他営業費用	844,110
営業費用合計	2,013,926
一般管理費	¹ 1,062,941
営業利益	551,229
営業外収益	² 2,822
営業外費用	-
経常利益	554,052
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	554,052
法人税、住民税及び事業税	70,785
法人税等調整額	629
法人税等合計	70,155
中間純利益	483,896

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自平成27年4月1日至平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,882,406	5,057,448	9,572,231
当中間期変動額					
剰余金の配当			863,135	863,135	863,135
中間純利益			483,896	483,896	483,896
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	379,239	379,239	379,239
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,503,167	4,678,209	9,192,992

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	23	23	9,527,208
当中間期変動額			
剰余金の配当			863,135
中間純利益			483,896
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	53	53	53
当中間期変動額合計	53	53	379,292
当中間期末残高	76	76	9,192,916

[注記事項]

(重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 8年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	17,021千円
器具備品	243,324千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	17,125千円
無形固定資産	7,767千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	1,001千円
保険契約返戻金・配当金	1,109千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	863,135,900円	45,700円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月30日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	8,276,357	8,276,357	-
(2) 未収委託者報酬	887,485	887,485	-
(3) 未収運用受託報酬	258,355	258,355	-
(4) 未収投資助言報酬	233,724	233,724	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	333	333	-
(6) 長期差入保証金	96,907	90,957	5,950
資産計	9,753,163	9,747,213	5,950
(1) 未払手数料	365,601	365,601	-
負債計	365,601	365,601	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	100	100	0
小計	100	100	0
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	232	309	76
小計	232	309	76
合計	333	409	76

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	28,100千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	184千円
当中間会計期間末残高	<u>28,284千円</u>

（賃貸等不動産関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	2,617,163	3,812	789,270	217,851	3,628,097

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
1株当たり純資産額	486,732円47銭
1株当たり中間純利益金額	25,620円63銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益金額(千円)	483,896
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	483,896
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

(1)受託会社 (平成27年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社 (平成27年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3)投資顧問会社 (平成27年12月末現在)

名称	資本金の額 (百万米ドル)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	4,030	有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでおります。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。

(2)販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)投資顧問会社

投資顧問会社として、運用に関する助言・情報提供等を行います。

(参考情報：再信託受託会社の概要)

1. 名称、資本金の額及び事業の内容 (平成27年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当事項はありません。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成27年 9月 9日	臨時報告書
平成27年12月 2日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成27年12月 9日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年6月30日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月28日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Aコース（為替ヘッジあり）の平成27年9月3日から平成28年3月2日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Aコース（為替ヘッジあり）の平成28年3月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月28日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Bコース（為替ヘッジなし）の平成27年9月3日から平成28年3月2日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ツイン・スターズ・ファンド - 予想分配金提示型 - Bコース（為替ヘッジなし）の平成28年3月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月19日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。